

専決処分の報告について
(車両事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 30 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及 び 賠 償 額
相 手 方 那覇市首里当蔵町在
- 3 損 害 額
那覇市 110,000 円
相手方 167,640 円
- 4 賠 償 額
那覇市支払い 139,876 円
相手方支払い 0 円
- 5 示談内容
(1) 那覇市は、相手方の損害のうち、責任割合の 9 割として責任額 150,876 円を負担する。
(2) 相手方は、那覇市の損害のうち、責任割合の 1 割として責任額 11,000 円を負担する。
(3) 那覇市及び相手方それぞれの責任額を相殺し、那覇市が相手方に対し、賠償額として金 139,876 円を支払う。
(4) 那覇市と相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。